

# 11月は「児童虐待防止推進月間」です。



「子どもへの虐待(児童虐待)」が深刻な問題になっています。  
児童虐待は、決して特別なことではありません。  
虐待の理由は非常に複雑です。保護者の子育ての不安や悩みから始まることも少なくありません。  
子育てに頑張り過ぎることで虐待してしまう保護者もいます。  
決して特別な家庭の問題ではありません。どの家庭でも起こりうる問題です。  
地域全体で、虐待から子どもを守りましょう。

\*\*\* あなたの勇気が子どもを救います、迷わないでお電話ください。\*\*\*



虐待を受けていると思われる子どもや子育てに悩む親を見つけた場合、又はご自身が  
出産や子育てに、戸惑いを感じた場合など、不安を感じたら、まずご相談ください。

## 相談・連絡先(24時間受付)

役場保健福祉課 ☎77-3614 ・ 由岐支所 ☎78-2212  
※土日祝日でも役場宿日直者へ連絡をお願いします。

南部子ども女性相談センター(児童相談所)  
〒771-0011 阿南市領家町神野319 ☎0884-22-7130



## 11月12日(木)から25日(水)

# 女性に対する暴力をなくす運動

暴力は、どのような性別や間柄であろうとも、決して許されるものではありません。とりわけ、配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。このため、内閣府は毎年11月12日から25日を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定めて広報や啓発等を行っています。



### ◆配偶者からの暴力～被害者の多くは女性～

内閣府が行った「男女間における暴力に関する調査(平成26年度)」によると、配偶者からの暴力被害(身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要)の経験は女性の23.7%、男性の16.6%にあったという結果がでています。また、これらの人のうち女性の10.5%、男性の9.5%がこの1年間に何度も被害があったと回答しています。女性では年代が若くなるほど被害経験をした人の割合が多くなっています。依然として、被害が深刻な実態にあることが確認されました。

### ◆身内の方や友人、ご近所のみなさんへ

DVを受けている方から相談されたり、DVに気づいた時は、暴力は振るう人が悪い、暴力を選んだ人の責任であることを念頭に置きながら話を聞き、一人で悩まずに相談機関で相談するよう勧めてください。「相手の言い分も聞いて」、「あなたにも悪いところがある」というのは暴力を2人の関係性の問題に帰すこととなり、暴力の責任をあいまいにする危険性があります。「子どものために自分が我慢したらよい」といわれる場合には、暴力のある家庭で育つのは子どもにとってもしんどいことであり、相談することは自分のためだけではなく、子どもをケアすることに繋がることを伝えてください。

### 【相談先】 南部子ども女性相談センター

☎0884-24-7115(月～金 9時～17時 祝日、年末年始を除く)

とくしま相談室

☎088-626-6188(月・水～土 10時～12時、13時～16時 祝日、年末年始を除く)